

贈与税の非課税制度

生活費の贈与

夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの。

ここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、また、教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。

したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

暦年贈与の非課税枠(受贈者1人につき年間110万円まで)

贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

(この場合、贈与税の申告は不要です。)

夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除(2,000万円まで)

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与

平成27年1月1日から令和3年(2021年)12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

イ 下記口以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～令和2年(2020年)3月31日	1,200万円	700万円
令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日	1,000万円	500万円
令和3年(2021年)4月1日～令和3年(2021年)12月31日	800万円	300万円

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年(2021年)4月1日～令和3年(2021年)12月31日	1,200万円	700万円

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税(1,500万円まで)

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税(1,000万円まで)

障害者への贈与(特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の非課税)

6,000万円まで(特別障害者以外の者は3,000万円まで)